

令和7年度県産農林水産物重点プロモーション業務（日本なし） 委託仕様書（公募用）

本仕様書は千葉県が委託する「令和7年度県産農林水産物重点プロモーション業務（日本なし）」の企画提案募集に当たり、業務の概要として業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。なお、最終的な業務委託仕様書については事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和7年度県産農林水産物重点プロモーション業務（日本なし）

2 目的

県では、「千葉県の顔」となる品目を核とした集中的なプロモーションを行い、「消費者に選ばれるおいしい千葉の農産物」としてイメージアップを図ることとしている。

本業務は、その核となる品目（重点品目）のひとつである「日本なし」について、①本県が“日本一”^注であることを訴求し、認知度を向上させ、消費拡大に繋げるとともに、②秋満月等の県産日本なしの高付加価値化を目的とする。

注）令和5年の生産量、栽培面積、産出額（農林水産統計より）

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務実施方針

- ・多彩な県産農林水産物全体のけん引役として、認知度を向上させ、消費拡大に繋がるよう、東京を中心とした首都圏の消費者（F2、F3層）をターゲットに「日本一の千葉の梨」を広く訴求すること。
- ・千葉の梨が日本一であることに加え、江戸時代から続く歴史があることや、生産者がこだわりをもって栽培し、旬の夏から新鮮な状態でいち早く提供される、といった本県ならではの特徴を活用するよう努めること。
- ・県産なしの高付加価値化に向けては、県育成品種「秋満月」を中心に活用すること。
- ・県が管理する「特設サイト」を活用すること。（URL：<https://chibajisan.jp/>）
- ・千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を効果的に使用すること。なお、使用に当たっては県の関連規定に従うこと。

（参考URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/miryoku/chi-ba-kun/designsiyou.html>）

- ・右図に示す令和6年度に作成した「日本一の千葉の梨」キービジュアル等を活用し、業務全体を通じて、統一感のあるプロモーションを実施すること。



5 委託業務の内容

前項の業務実施方針に従い、下記（１）～（４）の業務を行うこと。

（１）「日本一の千葉の梨」の認知度向上に向けたプロモーション

ア 「露地物の県産日本なしが量販店等の店頭に並び始める時期に市場で行われる競り（以下、初競りという）の会場装飾及びメディアプロモート」

（ア） 7月下旬頃に東京都中央卸売市場で行われる県産日本なしの初競りについて、必要な会場装飾を行うとともに、メディアプロモートを行うこと。なお、会場装飾費用として50万円程度を見込むこと。本業務の目的は、千葉の梨の季節が到来したことを消費者に伝えることであり、提案時には、メディアプロモートの手法を示すこと。

（イ） 実施に当たっては県と協議の上、市場の卸売会社や農業協同組合等の農業関係者と綿密な連携を図ること。

イ 千葉の梨販売会（PRイベント）の企画・運営

ターゲットに対して直接千葉の梨の魅力を伝え、消費拡大に繋げるため、販売会（PRイベント）を次により実施する。なお、提案時には、上記アとの連動性を踏まえ、販売会の開催時期、会場の候補、活用する販促資材、情報発信の手法等について具体案を示すこと。

（ア） 期間等

令和7年7月下旬から8月上旬までの間に1回程度。なお、原則、1回につき1日の開催とし、最終的な各回の実施日時は、県と協議の上で決定すること。

（イ） 会場

都内において観光客等の集客及びPR効果が見込まれる場所とする。なお、原則1会場につき1回の開催とし、各回の実施会場は県と協議の上で決定すること。

（ウ） 実施内容

a 販売コーナー設置による、県産日本なし（青果・加工品）の販売等

- ・「日本一の千葉の梨」を効果的に訴求する装飾、ディスプレイを行った上で実施すること。また、販売会当日は、MCや千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」等を活用し、誘客を行うこと。
- ・来場者にとって魅力的なフォトスポットを設けること。なお、令和6年度に開催した梨の販売会で活用し、現在県で保管している高さ約2メートルの梨オブジェは使用することが出来る。ただし、使用する場合の輸送費等は本業務の委託料に含めること。
- ・実施に当たり、各回の実施日に合わせて販売する日本なしを、各回1,000個程度調達すること。
- ・実施に当たり、販売用の箱、手提げ袋、同封用リーフレット等の販促資材を作成すること。なお、県が管理する令和6年度の販売会で使用した販促資材のデザインデータは使用することができる。
- ・実施に当たり、県が作成したPR動画を効果的に使用すること。

b ノベルティグッズの作成・配付

- ・「日本一の千葉の梨」を効果的に訴求するためのノベルティグッズを作成し、各回の会場設営に合わせて搬入の上、販売会でアンケート等に回答した方に配付すること。
- ・最終的なデザイン、作成数量等は、県と協議の上で決定すること。ただし、作成数量は1,000個程度とする。

c 千葉の梨販売会の開催に関する情報発信

- ・会場の周辺での広告やウェブ広告等の手段を用いて誘客に繋がる広報を行うこと。

(オ) その他留意事項

- ・雨天時においても実施することを前提に企画すること。
- ・会場の確保、当日の設営・撤去、人員（販売スタッフ含む）手配、販売に必要な各種物品手配等、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと。

ウ プレゼントキャンペーンの企画・運営

ターゲットに対し、広く千葉の梨の魅力を伝え、認知度及び購買意欲の向上に繋げるため、プレゼントキャンペーンを次により実施する。なお、提案時には開催期間やキャンペーンの企画内容、プレゼントの内容、情報発信の手法等について、具体案を示すこと。

(ア) 期間等

令和7年7月1日から10月31日までの間に3回程度。

(イ) 実施内容

a プレゼントキャンペーンの企画、運営

- ・参加費は無料（何らかの商品の購入等を参加要件としない）とし、アンケート等に回答することで申し込めるものとする。
- ・各回10名程度が当選するものであること。
- ・応募者多数の場合は、抽選によることとし、抽選方法を明確にすること。
- ・キャンペーンの実施に当たっては、原則、特設サイトを利用すること。なお、別途委託を予定している特設サイトの管理業務の受託者が、特設サイトの更新等の作業を行うことに留意して実施すること。

b プレゼント品の手配及び発送等

- ・プレゼント品は、県産日本なし又は県産日本なしを使用した加工品に限ることとし、県と協議の上で決定すること。

c プレゼントキャンペーンの情報発信

- ・ウェブ広告等の手段を用いて、各回とも5,000人以上がキャンペーンに参加するよう広報を行うこと。

(ウ) その他留意事項

- ・当該キャンペーンの対象（応募、発送等）は国内に限ること。
- ・抽選、集計、プレゼント品の手配及び発送等、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと（特設サイトを使用する場合の、サイト改修を除く）。

エ 催事等で活用される「日本一の千葉の梨」化粧箱のデザイン公募

「日本一の千葉の梨」の化粧箱の刷新を目的にデザイン公募の企画運営を行う。提案時にはデザインの公募自体が「日本一の千葉の梨」のPRにつながるとともに、多数の応募があるよう、公募に参加するインセンティブを含めて効果的な公募の手法や公募の周知・選定方法等、企画運営の具体案を示すこと。なお、提案時に類似実績を示すことが望ましい。

(ア) デザインの公募期間

令和7年7月下旬から9月下旬までの間に1回。なお、最終的な実施日時は、県と協議の上で決定すること。

(イ) 実施内容

a 公募の実施

A式段ボール（概ね長さ460mm、幅310mm、縦120mm）にデザインすることを念頭に、デザインの公募を行うこと。実施に当たっては県と協議の上、公募要領を作成すること。なお、参加者への賞金・記念品等の賞（公募に参加するインセンティブ）を設ける場合には、提案時に具体的な内容を明記すること。

b デザインの専門家等に対する公募の周知

デザイン事務所や美術学校等、デザインに造詣が深い事業者や団体等からの参加を促進するため、十分な周知を行うこと。

c 応募デザインに係る知的財産の権利侵害等に関する調査

応募のあったデザインのうち、最終的な候補に残った10作品程度について知的財産権、その他第三者の有する権利の侵害、各種法令、規則の違反がないか調査すること。具体的な調査方法等については県と協議の上、決定すること。

d 選定委員会の組成に関する協力

県と協議の上、応募のあったデザインの選定を行う選定委員会を組成すること。農業関係者については県が主導して調整を行うものとするが、選定委員会へ推薦するデザインの専門家について候補者を1名以上提案すること。なお、選定委員会の運営にかかる会場費や委員の旅費、報償費等、実施に要する一切の費用は委託料に含めること。

e 消費者の興味・関心の喚起

公募自体が「日本一の千葉の梨」のPRにつながるよう、公募への参加やデザインの選定作業等に幅広い属性の方が関われるような仕組みを提案すること。

f 新デザインの発表

令和8年1月末頃に公募結果について県の定例記者会見等で発表を行うため、選定されたデザインが施された梨箱を3箱程度作成するとともに、報道発表に際して必要な会場装飾を行うこと。なお、箱作成及び会場装飾費用として30万円程度を見込むこと。

(2) 県育成品種「秋満月」を活用した県産日本なしの高付加価値化に向けた取組

「秋満月」の付加価値向上に向け、以下の取組を行う。生産者は県が紹介するものとし、仕入れ単価は概ね1,000円/1kgとして試算すること。

ア 高付加価値化を目的とした販路開拓

ブランド力のある都内の百貨店や高級フルーツ店等において、「秋満月」等の県産日本なしが取り扱われるようにするため、販路拡大の企画概要を示すとともに販路拡大先の候補を2店舗以上示すこと。

イ 「秋満月」PRイベントの開催

「中秋の名月」と「秋満月」を題材に都内でPRイベントを企画・実施すること。会場は東京タワー等の都内の著名な施設で実施できることが望ましい。会場費を含めて、イベント運営費は全体で400万円程度とすること。本業務の目的は、県が育成し、高付加価値化に取り組む「秋満月」の品種の特徴や魅力を幅広く消費者に伝えることであり、提案時には、イベントの会場や企画内容について具体案を示すこと。なお、最終的なイベント実施会場や内容については県と協議の上で決定すること。

ウ 販促資材の作成

上記ア、イで活用する販促資材作成すること。なお、令和3年度から活用している「秋満月」ロゴマークやリーフレット等のデータは貸し出すことができる。提案時には作成する販促資材を1案以上示すこと。

エ 「秋満月」のPRのための品種特性調査

- ・「秋満月」の販売上の強みを抽出することを目的に、食品の研究施設等と連携して含有成分や香気成分の調査、テンシプレッサー等による物性評価、官能評価士による官能評価等を実施するとともに、他品種(5品種以上)の品種特性と比較した「秋満月」の特性をマッピングすること。なお、研究に使用する「秋満月」のサンプルは県で用意することができる。提案時には連携する研究施設や当該施設による類似実績について具体案を示すこと。
- ・上記を踏まえ、研究の成果が消費者や販売店舗向けにわかりやすく伝わるリーフレット等の販促資材の作成を行うこと。

(3) 効果測定

本業務の実施結果について、効果測定、分析、振り返りを行い、併せて、「千葉の梨」のプロモーションを効果的に推進するための専門的知見からの助言等があれば行うこと。なお、効果測定等の手法については、県と協議の上で決定すること。

(4) 実施記録等の作成・提出

事業完了時に下記ア～ウ及び各事業実施内容等をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。なお、下記アの記録写真等については、各イベント終了後、速やかに県に提出すること。

ア 記録写真等

5 (1) ～ (2) により実施した内容が分かるよう、写真等により記録すること。

イ 掲載記事の収集

本事業を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。

ウ 効果測定結果

本事業の効果測定 (5 (3) により実施した内容) の結果を報告すること。

6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱い、次に定めるところによる。

- ・本事業の受託者は、著作権法 (昭和45年法律第48号) 第21条 (複製権)、第23条 (公衆送信権等)、第26条の2 (譲渡権)、第26条の3 (貸与権)、第27条 (翻訳権・翻案権等) 及び第28条 (二次的著作物の利用に関する原作者の権利) に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。
- ・県は、著作権法第20条 (同一性保持権) 第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- ・本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条 (公表権) 及び第19条 (氏名表示権) を行使することができない。

7 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者、戦略やプロモーションの専門的知識を有する者を配置すること。なお、責任者及び担当者等は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

8 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負う。

9 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

10 秘密の保持

本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の委託期間終了後も同様とする。

11 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

やむを得ない事情等により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、決定する。

(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。